平成２３年（フ）第４９３号
愛媛県伊予市湊町342番地
債務者　福原　孝造
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５００号
愛媛県伊予郡砥部町五本松193番地11
債務者　森岡　康朗
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０１号
愛媛県松山市東長戸４丁目２番28号　コネート406号
債務者　増田　理恵
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５号
福岡県直方市大字下境2558番地３
債務者　寺島　正行
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１０６号
福岡県直方市大字頓野2307番地９
債務者　鈴木　貴代
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第７４号
福岡県直方市溝堀１丁目４番29号
債務者　松尾　崇代（旧姓志手）
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第８７号
福岡県宮若市磯光1618―２　和ノ里団地112号、住民票上の住所福岡県宮若市磯光1491番地８
債務者　宮原布美子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第３８２号
福岡県久留米市東町５番地10　ニューライフ84―501号
債務者　佐藤　哲也
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３８３号
福岡県久留米市東町５番地10　ニューライフ84―501号
債務者　佐藤　　渚
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第９９号
福岡県柳川市三橋町磯鳥59番地２
債務者　古賀　里美
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
長崎県対馬市厳原町東里223番地３特別養護老人ホームいづはら、前住所長崎県対馬市厳原町久田595番地４
債務者　杉原　　泰
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第４６８号
宮崎市大工３丁目269番地　ベルメゾン210号
債務者　東榎田美穂（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５１号
宮崎県日南市中平野２丁目11番３―20号、前住所宮崎県日南市大字板敷6811番地８
債務者　赤松　浩昭
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
北海道苫小牧市見山町４丁目14番３号
債務者　洞内　義孝
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２０９号
北海道苫小牧市新中野町２丁目10番１号　いろりアパート２―２
債務者　角口美喜子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２０４号
茨城県取手市西２丁目２番Ｇ―503号
債務者　成嶋　先郎
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０５号
茨城県牛久市田宮町198番地20　サンハイツ牛久103
債務者　庄司　幸枝
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係